

付 録

3 控除額と税率の変遷

3 控除額と税率の変遷 (平成12年分まで)

(1) 申告所得税 (その1)

区分	年分	平成 8																																																						
所得控除額	雑損控除額	「損害金額－保険金等で補てんされる金額」(＝A)の金額を基として計算した次の①と②とのいずれか多い方の金額 ① Aの金額－(所得金額の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																																						
	医療費控除額	(支払医療費－保険金等で補てんされる金額)－(「10万円」と「所得金額の合計額×5%」)とのいずれか少ない方の金額 (最高限度額 200万円)																																																						
	社会保険料控除額	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額																																																						
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額																																																						
	生命保険料控除額	① 一般の生命保険料 (最高 5万円) ② 支払保険料が 25,000円までの場合……支払保険料の全額 ③ 支払保険料が 25,000円を超え 50,000円までの場合……支払保険料×1/2+12,500円 ④ 支払保険料が 50,000円を超える場合……支払保険料×1/4+25,000円 ⑤ 個人年金保険料 (最高 5万円) ⑥ と同じ																																																						
	損害保険料控除額	<table border="0"> <tr> <td> 長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合…支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+5,000円 (最高 15,000円) </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td> 短期損害保険契約の支払保険料 ①2,000円までの場合…支払保険料の全額 ②2,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+1,000円 (最高 3,000円) </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">＝控除額 (最高限度額 15,000円)</td> </tr> </table>	長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合…支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+5,000円 (最高 15,000円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 ①2,000円までの場合…支払保険料の全額 ②2,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+1,000円 (最高 3,000円)	＝控除額 (最高限度額 15,000円)																																																		
	長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合…支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+5,000円 (最高 15,000円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 ①2,000円までの場合…支払保険料の全額 ②2,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+1,000円 (最高 3,000円)																																																					
	＝控除額 (最高限度額 15,000円)																																																							
	寄付金控除額	(「特定寄付金の支出額」と「所得金額の合計額の25%」)とのいずれか少ない方の金額)－10,000円																																																						
	障害者控除額	① 障害者 1人につき 270,000円 ② 特別障害者 1人につき 350,000円																																																						
	高齢者控除額	500,000円 (その年の12月31日において65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の者)																																																						
	寡婦控除額	① 270,000円 (老年者を除く。) ② 特定の寡婦 350,000円																																																						
	寡夫控除額	270,000円																																																						
勤労学生控除額	270,000円																																																							
配偶者控除額	① 一般の控除対象配偶者 380,000円 ② 老人控除対象配偶者 480,000円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に300,000円が加算される。																																																							
	<table border="0"> <tr> <td colspan="4">合計所得金額 1,000万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整</td> </tr> <tr> <td>① 控除対象配偶者の場合</td> <td>配偶者の所得</td> <td>控除額</td> <td>② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～5万円未満</td> <td>38万円</td> <td>配偶者の所得</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5～10</td> <td>33</td> <td>38～40万円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10～15</td> <td>28</td> <td>40～45</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15～20</td> <td>23</td> <td>45～50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20～25</td> <td>18</td> <td>50～55</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25～30</td> <td>13</td> <td>55～60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30～35</td> <td>8</td> <td>60～65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35～38</td> <td>3</td> <td>65～70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>38万円</td> <td>0</td> <td>70～75</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75～76</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>76万円以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>	合計所得金額 1,000万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整				① 控除対象配偶者の場合	配偶者の所得	控除額	② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合		～5万円未満	38万円	配偶者の所得		5～10	33	38～40万円未満		10～15	28	40～45		15～20	23	45～50		20～25	18	50～55		25～30	13	55～60		30～35	8	60～65		35～38	3	65～70		38万円	0	70～75				75～76				76万円以上			
合計所得金額 1,000万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整																																																								
① 控除対象配偶者の場合	配偶者の所得	控除額	② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合																																																					
	～5万円未満	38万円	配偶者の所得																																																					
	5～10	33	38～40万円未満																																																					
	10～15	28	40～45																																																					
	15～20	23	45～50																																																					
	20～25	18	50～55																																																					
	25～30	13	55～60																																																					
	30～35	8	60～65																																																					
	35～38	3	65～70																																																					
	38万円	0	70～75																																																					
			75～76																																																					
			76万円以上																																																					
			0																																																					
扶養控除額	① 一般の扶養親族 1人につき 380,000円 ② 特定扶養親族 1人につき 530,000円 ③ 老人扶養親族 1人につき 480,000円 ④ 同居老親 (自己又は配偶者の直系尊属) 1人につき 580,000円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に300,000円が加算される。																																																							
基礎控除額	380,000円																																																							

(注) 1 「所得金額の合計額」とは、総所得金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額 (平成10年分以降を除く。)、短期譲渡所得の金額 (特別控除前)、長期譲渡所得の金額 (特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計をいう。
 2 「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の所得金額の合計額をいう。
 3 「長期損害保険契約」とは、保険期間や共済期間が10年以上で、満期返戻金があるものをいい、「短期損害保険契約」とは、その他のものをいう。
 4 「特定寄付金」とは、国や地方公共団体、財務大臣が指定した公益法人等、特定公益増進法人に対する寄付金をいう。なお、一定の特定公益信託への支出金及び政治活動に関する寄付金も特定寄付金とみなされる。
 5 「寡婦」とは、次の者 (老年者でない者に限る。)をいう。
 (1) 夫と死別若しくは離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子 (他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされない者に限る。)を有する者
 (2) 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、合計所得金額が500万円以下の者

9	10	11	12
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	① 同 左 ② 特別障害者 1 人につき 400,000 円	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	① 一般の控除対象配偶者 380,000 円 ② 老人控除対象配偶者 480,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	① 一般の扶養親族 1 人につき 380,000 円 ② 特定扶養親族 1 人につき 580,000 円 ③ 老人扶養親族 1 人につき 480,000 円 ④ 同居老親（自己又は配偶者の直系尊属） 1 人につき 580,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。	① 一般の扶養親族 1 人につき 380,000 円 ② 特定扶養親族 1 人につき 630,000 円 ③ 年少扶養親族 1 人につき 480,000 円 ④ 老人扶養親族 1 人につき 480,000 円 ⑤ 同居老親（自己又は配偶者の直系尊属） 1 人につき 580,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。	① 一般の扶養親族 1 人につき 380,000 円 ② 特定扶養親族 1 人につき 630,000 円 ③ 老人扶養親族 1 人につき 480,000 円 ④ 同居老親（自己又は配偶者の直系尊属） 1 人につき 580,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。
同 左	同 左	同 左	同 左

6 「特定の寡婦」とは、「(注)5(1)」に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の者（老年者でない者に限る。）をいう。

7 「寡夫」とは、妻と死別若しくは離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が 38 万円以下の生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされない者に限る。）があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の者（老年者でないものに限る。）をいう。

8 「勤労学生」とは、給与所得等を有する学生等のうち、合計所得金額が 65 万円以下で、給与所得等以外の所得の合計額が 10 万円以下の者をいう。

9 「控除対象配偶者、控除対象扶養親族」とは、生計を一にする配偶者やその他親族等のうち合計所得金額が 38 万円以下の者をいう。

10 「老人控除対象配偶者、老人扶養親族」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち、その年の 12 月 31 日において 70 歳以上の者をいう。

11 「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の 12 月 31 日において 16 歳以上 23 歳未満の者をいう。

12 「年少扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の 12 月 31 日において 16 歳未満の者をいう。

付 録

(1) 申告所得税 (その2)

区分		年分		平成 8		
退職所得控除額		① 一般の場合 勤続年数が { 20年までの場合……40万円×勤続年数 (最低80万円) 20年超の場合……70万円×勤続年数-600万円 ② 障害者となったことにより退職した場合……①で計算した金額+100万円				
給与所得控除額		給与所得の収入金額が、 ① 180万円以下の場合……収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円) ② 180万円を超え360万円以下の場合……72万円+(収入金額-180万円)×30% ③ 360万円を超え660万円以下の場合……126万円+(収入金額-360万円)×20% ④ 660万円を超え1,000万円以下の場合……186万円+(収入金額-660万円)×10% ⑤ 1,000万円を超える場合……220万円+(収入金額-1,000万円)×5%				
特別 控 除 額	譲 渡 所 得	総合課税	50万円 (譲渡益が50万円未満の場合は、その全額)			
		分離 課税	短期	なし		
			長期	100万円 (譲渡益が100万円未満の場合は、その全額)		
	一時所得	50万円 (「総収入金額-支出した金額」が、50万円未満の場合は、その全額)				
	山林所得	50万円 (「総収入金額-必要経費」が、50万円未満の場合は、その全額)				
税	率	① 総合課税及び課税退職所得の場合 課税総所得金額及び課税退職所得金額のうち、 330万円以下の金額 10% 330万円超 900万円以下の金額 20% 900万円〃1,800万円 〃 30% 1,800万円〃3,000万円 〃 40% 3,000万円超の金額 50% ② 分離長期譲渡所得 (その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超) の場合 課税長期譲渡所得金額が、 イ 4,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×20% ロ 4,000万円超、8,000万円以下の場合 800万円+(課税長期譲渡所得金額-4,000万円)×25% ハ 8,000万円超の場合 1,800万円+(課税長期譲渡所得金額-8,000万円)×30% ③ 分離短期譲渡所得 (その年の1月1日において土地等の所有期間が5年以下) の場合 次のAとBとのいずれか多い方の金額 A 課税短期譲渡所得金額×40% B [(課税総所得金額+(課税短期譲渡所得金額-総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない譲渡所得の特別控除額 (50万円のうち控除不足額))] ×総合課税の税率-課税総所得金額×総合課税の税率] ×110% ④ 分離課税の土地等に係る事業所得等 (その年の1月1日において土地等の所有期間が5年以下) の場合 次のAとBとのいずれか多い方の金額 A 土地等に係る課税事業所得等の金額×40% B {(課税総所得金額+土地等に係る課税事業所得等の金額) ×総合課税の税率-課税総所得金額×総合課税の税率} ×110% ⑤ 分離課税の超短期所有土地等に係る事業所得等 (その年の1月1日において土地等の所有期間が2年以下) の場合 ④の算式のうち「A」の「40%」を「50%」に、「B」の「110%」を「120%」に読み替えたところでのAとBとのいずれか多い方の金額 ⑥ 課税山林所得の場合……{(課税山林所得金額×1/5) ×総合課税の税率} ×5 ⑦ 変動所得及び臨時所得の平均課税の場合 (原則) {(変動所得+臨時所得) ×1/5+その他の課税総所得金額} ×総合課税の税率(A) +(変動所得+臨時所得) ×A×4/5 ⑧ 株式等に係る譲渡所得等の場合 (株式等に係る譲渡所得等の金額(A))-Aのうち公開株式等に係る譲渡所得等の金額×1/2) ×20%				

9	10	11	12
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	① 同 左 ② 分離長期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超)の場合 課税長期譲渡所得金額が、 イ 6,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×20% ロ 6,000万円超の場合 課税長期譲渡所得金額×25%－300万円 ③ 同 左 ④ 適用停止 ⑤ 廃 止 ⑥ 同 左 ⑦ 同 左 ⑧	① 総合課税及び課税退職所得の場合 課税総所得金額及び課税退職所得金額のうち、 330万円以下の金額 10% 330万円超 900万円以下の金額 20% 900万円〃 1,800万円 〃 30% 1,800万円超の金額 37% ② 分離長期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超)の場合 課税長期譲渡所得金額×20% ③ 同 左 ④	同 左

付 録

(1) 申告所得税 (その3)

区分	年分	平成 8
税 額 控 除 額	配 当 控 除 額	<p>「課税総所得金額」－「申告する証券投資信託の収益の分配金の額」(＝A)の金額が、</p> <p>① 1,000万円以下の場合………配当所得の金額×10%</p> <p>② 1,000万円超の場合で、配当所得の金額が、</p> <p>① 「Aの金額－1,000万円」以下の場合………配当所得の金額×5%</p> <p>② 「Aの金額－1,000万円」を超える場合……… (配当所得の金額×10%)－{(Aの金額－1,000万円)×5%}</p>
	住宅借入金(取得)等特別控除額	<p>① 対 象 居住用家屋を取得等し、6か月以内に居住の用に供した場合及び一定の増改築に係る借入金残高等(住宅ローン等)</p> <p>② 控除額 住宅の取得等に係る借入金等の年末残高の合計額(＝A)の金額を基として計算した次の金額</p> <p>イ 居住の用に供した年とその翌年の2年間については、 (Aのうち1,000万円以下の部分の金額)×1.5% (Aのうち1,000万円超2,000万円以下の部分の金額)×1% (Aのうち2,000万円超3,000万円以下の部分の金額)×0.5% (控除額は最高30万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>ロ 3年目以降6年目までは、 (Aのうち2,000万円以下の部分の金額)×1% (Aのうち2,000万円超3,000万円以下の部分の金額)×0.5% (控除額は最高25万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>③ 控除期間 6年間(合計所得金額が2,000万円以下の年に限る。)</p> <p>④ 適用除外 居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けている場合等</p>
	政党等寄付金特別控除額	<p>(創 設) 個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 次の①と②とのいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① $\left\{ \begin{array}{l} \text{政党等に対する寄付金} \\ \text{の支出額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right\} \times 30\%$</p> <p>② 所得税の額の25%相当額</p>

9	10	11	12
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>① 課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配（以下「利益の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5% ② 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10% ロ $\left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1千万円を控除し} \\ \text{た金額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の} \\ \text{収益の分配に係る配当} \\ \text{所得の金額のうち、(A)} \\ \text{以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$ ③ 課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）……次のイとロの合計額 イ $\left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金} \\ \text{額のうち、課税総所得金額から1千} \\ \text{万円と私募証券投資信託等の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の金額の合} \\ \text{計額を控除した金額に相当する部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5% ④ 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額 イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5% ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p>	<p>同 左</p>
<p>① 同 左 ②イ 居住の用に供した年から3年間については (Aのうち1,000万円以下の部分の金額)×2.0% (Aのうち1,000万円超2,000万円以下の部分の金額)×1.0% (Aのうち2,000万円超3,000万円以下の部分の金額)×0.5% (控除額は最高35万円(100円未満の端数切捨て)) ロ 4年目以降6年目までは (Aのうち2,000万円以下の部分の金額)×1.0% (Aのうち2,000万円超3,000万円以下の部分の金額)×0.5% (控除額の最高25万円(100円未満の端数切捨て)) ③ 同 左 ④ 同 左</p>	<p>① 同 左 ② 同 左 ③ 同 左 (合計所得金額が3,000万円以下の年に限る。) ④ 同 左</p>	<p>① 同 左 (居住用家屋とともに購入したその家屋の敷地に係る住宅借入金等を含む。) ②イ 居住の用に供した年から6年間については (Aのうち5,000万円以下の部分)×1% (控除額は最高50万円(100円未満の端数切捨て)) ロ 7年目以降11年目までは (Aのうち5,000万円以下の部分)×0.75% (控除額は最高37.5万円(100円未満の端数切捨て)) ハ 12年目以降15年目までは (Aのうち5,000万円以下の部分)×0.5% (控除額は最高25万円(100円未満の端数切捨て)) ③ 15年間(同 左) ④ 同 左</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

付 録

(2) 源泉所得税 (その1)

区分		年分	平成	8
源泉 徴 収 税 率	利 子 所 得	1 昭和 63 年 3 月 31 日以前の預入期間に対応するもの		
		(1) 定期預金等のもの		
		① 総合課税	20%	
		② 分離課税	35%	
		(源泉分離選択課税の適用を受けるもの)		
		(2) 普通預金等のもの	20%	
		2 昭和 63 年 4 月 1 日以後の預入期間に対応するもの		
		分 離 課 税	15%	(このほかに地方税 5%)
	配 当 所 得	1 証券投資信託の収益の分配金に係るもの		
		分 離 課 税	15%	(このほかに地方税 5%)
		2 株式等に係るもの		
		(1) 総合課税	20%	
		(2) 分離課税	35%	
		(源泉分離選択課税の適用を受けるもの)		

(2) 源泉所得税 (その2)

区分		年分	平成	8
源 泉 徴 収 税 率	報 酬 ・ 料 金 等	1 原稿料、放送謝金、講演料等の報酬・料金		10%
		2 弁護士、司法書士、公認会計士等の報酬・料金		10%
		(ただし、司法書士等は 1 回の支払金額から 1 万円控除後)		
		3 社会保険診療報酬		10%
		(ただし、その月分の支払金額から 20 万円控除後)		
		4 職業野球の選手、職業拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人等の報酬・料金		10%
		[ただし、職業拳闘家は 1 回の支払金額から 5 万円、外交員、集金人等はその月中の支払金額から 12 万円をそれぞれ控除後]		
		5 芸能等に係る出演、演出等の報酬・料金		10%
		6 ホステス等の報酬・料金		10%
		(ただし、1 回の支払金額から「5 千円×支払金額の計算期間の日数」を控除後)		
		7 役務提供の契約金		10%
8 広告宣伝の賞金、馬主が受ける競馬の賞金		10%		
[ただし、広告宣伝の賞金は 1 回の支払金額から 50 万円、馬主が受ける競馬の賞金は 1 回の支払金額の 20% と 60 万円の合計額をそれぞれ控除後]				
9 公的年金等		10%		
[ただし、年齢 65 歳以上の人については公的年金等の月割額の 25% と 10 万円の合計額又は 15 万円とのいずれか多い金額を、65 歳未満の人については公的年金等の月割額の 25% と 6 万 5 千円の合計額又は 9 万円とのいずれか多い金額を控除後]				
10 生命保険契約等に基づく年金		10%		
(ただし、対応する保険料を控除した残額が 25 万円以上の場合に限る。)				
11 芸能人の役務提供法人等の報酬・料金		10%		
(注) 上記 1、2、4、5、7 については、1 回の支払金額が 100 万円を超える部分は 20%				
(ただし、司法書士、職業拳闘家、外交員、集金人等の報酬・料金は除く。)				

9	10	11	12
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

9	10	11	12
同 左	同 左	同 左	同 左

付 録

(3) 法人税

事業年度 区 分	平成元年4月1日以後開始	
各事業年度の所得に対する税率	1 普通法人等	
	(1) 資本金1億円以下の法人	
	イ 年800万円以下の所得金額	29%
	ロ 年800万円を超える所得金額	40%
	(2) 資本金1億円を超える法人	40%
	2 公益法人、協同組合等	27%
	3 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)	
	(1) 年10億円以下の所得金額	27%
	(2) 年10億円を超える所得金額	30%
うち、配当等に充てた所得 に対する税率	1 普通法人等	
	(1) 資本金1億円以下の法人	
	イ 年800万円以下の所得金額	26%
	ロ 年800万円を超える所得金額	35%
	(2) 資本金1億円を超える法人	35%
	2 協同組合等	25%
清算所得に対する税率	1 普通法人	35.2%
	2 協同組合等	24.8%
同族会社の特別税率 (留保金額に対する課税)	各事業年度の留保所得金額から、	
	1 その事業年度の所得等の金額の35%相当額	
	2 年1,500万円	
	3 期末資本金額の25%から期末利益積立金を控除した金額	
	1、2、3のうち最も多い金額を控除した金額について	
	(1) 年3,000万円以下の金額	10%
	(2) 年3,000万円を超える金額	15%
	(3) 年1億円を超える金額	20%
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人	
	各事業年度の退職年金等積立金の額	1%

平成2年4月1日以後開始	平成10年4月1日以後開始	平成11年4月1日以後開始
1 普通法人等 (1) 資本金1億円以下の法人 イ 年800万円以下の所得金額 28% ロ 年800万円を超える所得金額 37.5% (2) 資本金1億円を超える法人 37.5%	1 普通法人等 (1) 資本金1億円以下の法人 イ 年800万円以下の所得金額 25% ロ 年800万円を超える所得金額 34.5% (2) 資本金1億円を超える法人 34.5%	1 普通法人等 (1) 資本金1億円以下の法人 イ 年800万円以下の所得金額 22% ロ 年800万円を超える所得金額 30% (2) 資本金1億円を超える法人 30%
2 公益法人、協同組合等 同 左	2 公益法人、協同組合等 25%	2 公益法人、協同組合等 22%
3 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。) (1) 年10億円以下の所得金額 同 左 (2) 年10億円を超える所得金額 同 左	3 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。) (1) 年10億円以下の所得金額 25% (2) 年10億円を超える所得金額 同 左	3 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。) (1) 年10億円以下の所得金額 22% (2) 年10億円を超える所得金額 26%
/	/	/
1 普通法人 33% 2 協同組合等 同 左	1 普通法人 30.7% 2 協同組合等 23.1%	1 普通法人 27.1% 2 協同組合等 20.5%
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	(平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税停止。

付 録

(4) 相続税

年分		平成 63 年 分 以 後			平成 4 年 分 以 後			平成 6 年 分 以 後			
区分	遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	4,000 万円 + 800 万円 × 法定相続人の数			4,000 万円 + 950 万円 × 法定相続人の数			5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数			
税 率 (速 算 表)	課 税 価 格	税 率	控 除 額	課 税 価 格	税 率	控 除 額	課 税 価 格	税 率	控 除 額		
		400万円 以下の金額	% 10	千円 -	700万円 以下の金額	% 10	千円 -	800万円 以下の金額	% 10	千円 -	
		800万円 "	15	200	1,400万円 "	15	350	1,600万円 "	15	400	
		1,400万円 "	20	600	2,500万円 "	20	1,050	3,000万円 "	20	1,200	
		2,300万円 "	25	1,300	4,000万円 "	25	2,300	5,000万円 "	25	2,700	
		3,500万円 "	30	2,450	6,500万円 "	30	4,300	1億円 "	30	5,200	
		5,000万円 "	35	4,200	1億円 "	35	7,550	2億円 "	40	15,200	
		7,000万円 "	40	6,700	1億5,000万円 "	40	12,550	3億円 "	50	35,200	
		1億円 "	45	10,200	2億円 "	45	20,050	4億円 "	60	75,200	
		1億5,000万円 "	50	15,200	3億5,000万円 "	55	43,550	20億円 "	60	75,200	
		2億円 "	55	22,700	4億5,000万円 "	60	61,050	20億円 を超える金額	70	275,200	
	2億5,000万円 "	60	32,700	10億円 "	65	83,550					
	5億円 "	65	45,200	10億円 を超える金額	70	133,550					
	5億円 を超える金額	70	70,200								
税 額 控 除 等	贈 与 税 額 除 額	加算贈与財産価額(相続の開始前3年以内に被相続人から贈与された財産を相続税の課税価格に加算した額)がある場合、当該価額に対し課税された贈与税額			同 左			同 左			
	配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	相続税の総額 × 課税価格の合計			同 左			左の算式のうち「8,000万円」を「1億6,000万円」に読み替えたところで算出された額			
	未 成 年 者 控 除 額	6万円 × (20歳 - 相続時の年齢)			同 左			同 左			
	障 害 者 控 除 額	一 般	6万円 × (70歳 - 相続時の年齢)			同 左			同 左		
		特 別	12万円 × (70歳 - 相続時の年齢)			同 左			同 左		
	相 次 相 続 税 控 除 額	相続の開始前10年以内に相続により取得した財産に課せられた場合 前回の相続税額 × 10% × (10 - 前回相続からの経過年数)			同 左			同 左			
	外 国 税 額 控 除 額	外国の法令によって課された相続税に相当する税額			同 左			同 左			
2 割 加 算 額	相続人のうち、被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者がいる場合、その者の相続税額の2割に相当する加算額(課税価格の70%を限度)			同 左			同 左				

(5) 贈 与 税

年分 区分	昭 和 63 年 分 以 後			平 成 4 年 分 以 後		
基礎控除額	60 万 円			同 左		
配偶者控除額	婚姻期間 20 年以上の配偶者から居住用不動産等を受けた者 2,000 万円			同 左		
税率(速算表)	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
		%	千円		%	千円
	100万円以下の金額	10	-	150万円以下の金額	10	-
	120万円 "	15	50	200万円 "	15	75
	150万円 "	20	110	250万円 "	20	175
	200万円 "	25	185	350万円 "	25	300
	300万円 "	30	285	450万円 "	30	475
	400万円 "	35	435	600万円 "	35	700
	600万円 "	40	635	800万円 "	40	1,000
	800万円 "	45	935	1,000万円 "	45	1,400
	1,200万円 "	50	1,335	1,500万円 "	50	1,900
	2,000万円 "	55	1,935	2,500万円 "	55	2,650
	3,000万円 "	60	2,935	4,000万円 "	60	3,900
7,000万円 "	65	4,435	1億円 "	65	5,900	
7,000万円を超える金額	70	7,935	1億円を超える金額	70	10,900	
外国税額控除額	外国の法令によって課された贈与税に相当する税額			同 左		
特別障害者控除額	信託受益権の価額 6,000 万円			同 左		

(注) このほか、住宅取得資金の贈与については、父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で、1,500万円(平成5年分以前は500万円、平成10年分以前は1,000万円)までの部分について、5分5乗方式により、その贈与を受けた年以降5年間において、5分の1相当額の贈与が各年にあったものとして税額を計算する特別措置がある。

(6) 消 費 税

年度 区分	平成元年4月1日以後	平成9年4月1日以降
税率	3% 〔普通乗用自動車に係る特例 元・4.1～4.3.31.....6% 4.4.1～6.3.31.....4.5%〕	4% (注)地方消費税とあわせた税率は5%

付 録

(7) 酒 税

酒 類		基準アルコール分等	基 準 税 率 (1 KL に つ き)				
種 類	品 目		平成元年4月 1日以後	平成6年5月 1日以後	平成9年10月 1日以後	平成10年5月 1日以後	平成10年10月 1日以後
清 酒		アルコー 15度以上16度未満のもの ル分が	円 133,700	円 140,500	円 同 左	円 同 左	円 同 左
合 成 清 酒		" 15度 " 16度 "	65,700	79,300	同 左	同 左	同 左
しょうちゅう	甲 類	" 25度 " 26度 "	119,800	155,700	201,900	248,100	同 左
	乙 類	" 25度 " 26度 "	70,800	102,100	150,700	同 左	199,400
み り ん		" 13.5度 " 14.5度 "	21,600	同 左	同 左	同 左	同 左
ビ ー ル			208,400	222,000	同 左	同 左	同 左
果 実 酒 類	果 実 酒		46,300	56,500	同 左	同 左	同 左
	甘味果実酒	アルコー 13度未満のもの ル分が	85,000	98,600	同 左	同 左	同 左
ウイスキー類		" 40度以上41度未満のもの	982,300	同 左	551,000	409,000	同 左
スピリッツ類		" 38度未満のもの	331,400	367,300	367,188	同 左	同 左
リキュール類		" 13度 "	85,000	98,600	119,088	同 左	同 左
雑 酒	発 泡 酒	原料中麦芽の重量が水以外の原料の 重量の100分の25未満のもの	78,300	83,300 (平成8年10 月1日以後 105,000)	105,000	同 左	同 左
	粉 末 酒		276,400	320,500	同 左	同 左	同 左
	その他の雑酒	アルコー 13度未満のもの ル分が	85,000	98,600	同 左	同 左	同 左

(注) 清酒については、平成元年4月1日から平成4年3月31日までの間の経過措置として、一級184,300円、二級117,000円の税率が適用されていた。

(8) たばこ税・たばこ特別税

種 類	た ば こ 税		た ば こ 特 別 税
	税 率		税 率
	平成元年4月1日以後	平成11年5月1日以後	平成10年12月1日以後
	従 量 割		従 量 割
	円	円	円
喫煙用の製造たばこ	} 3,126 (1,000 本当たり)	} 2,176 (1,000 本当たり)	} 820 (1,000 本当たり)
第一種 (紙巻たばこ)			
第二種 (パイプたばこ)			
第三種 (葉巻たばこ)			
第四種 (刻みたばこ)			
かみ用の製造たばこ			
かぎ用の製造たばこ			
旧紙巻たばこ 3級品	1,484 (1,000 本当たり)	1,289 (1,000 本当たり)	389 (1,000 本当たり)

(注) 課税標準は紙巻たばこの本数とされ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては1g、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこについては2gを1本に換算することとされている。

(9) 電源開発促進税

区 分	税 率
	昭 和 58 年 10 月 1 日 以 後
販 売 電 気	4 4 5 円 (1,000Kw / 時当たり)

付 録

(10) 揮発油税及び地方道路税

区 分	税 率	
	昭和 54 年 6 月 1 日以後 (措 89)	平成 5 年 12 月 1 日以後 (措 89)
揮 発 油 税	45,600円/KL	48,600円/KL
地 方 道 路 税	8,200	5,200
合 計	53,800	53,800

(11) 石油ガス税

区 分	税 率	
	昭 和 45 年 1 月 1 日 以 後	
石 油 ガ ス	17円50銭/kg (9,800円/KL)	

(12) 石 油 税

区 分	税 率	
	昭 和 63 年 8 月 1 日 以 後	
原油及び輸入石油製品	2,040円/KL	
国産天然ガス及び輸入LNG	720円/t	
輸 入 L P G	670円/t	

(13) 自動車重量税
イ 一般の自動車

区 分		税 率		
		平成 12 年 5 月 1 日以後 (措 90 の 11)		
		自 動 車 検 査 証 の 有 効 期 間		
種 別	車 両 総 重 量	3 年	2 年	1 年
軽 自 動 車		円 13,200	円 8,800	円 4,400
	二輪の小型自動車	-	5,000	2,500
上 記 以 外 の	0.5 トン以下のもの	18,900	12,600	6,300
乗 用 自 動 車	0.5 トンを超えるもの	0.5 トン又はそ の端数ごとに 18,900	0.5 トン又はそ の端数ごとに 12,600	0.5 トン又はそ の端数ごとに 6,300
上 記 以 外 の	1 トン以下のもの	-	8,800	4,400
貨 物 自 動 車	2.5 トン以下のもの	-	1 トン又はそ の端数ごとに 8,800	1 トン又はそ の端数ごとに 4,400
その他の自動車	1 トン以下のもの	-	12,600	6,300
	1 トンを超えるもの	-	1 トン又はそ の端数ごとに 12,600	1 トン又はそ の端数ごとに 6,300
届出軽自動車	二輪の軽自動車	6,300 円		
	その他の軽自動車	13,200		

(注) 「乗用自動車」においては、区分中「車両総重量」とあるのを「車両重量」と読み替える。

ロ 通運事業者が通運事業に供するもの

区 分		税 率	
		平成 12 年 5 月 1 日以後 (措 90 の 11)	
		自 動 車 検 査 証 の 有 効 期 間	
種 別	車 両 総 重 量	2 年	1 年
軽 自 動 車		5,600 円	2,800 円
	二輪の小型自動車	3,400	1,700
上 記 以 外 の	1 トン以下のもの	5,600	-
自 動 車	1 トンを超えるもの	1 トン又はその端数ごとに 5,600	-
上 記 以 外 の	0.5 トン以下のもの	-	2,800
乗 用 自 動 車	0.5 トンを超えるもの	-	0.5 トン又はその端数ごとに 2,800
その他の自動車	1 トン以下のもの	-	2,800
	1 トンを超えるもの	-	1 トン又はその端数ごとに 2,800
届出軽自動車	二輪の軽自動車	4,500 円	
	その他の軽自動車	8,400	

(注) 「乗用自動車」においては、区分中「車両総重量」とあるのを「車両重量」と読み替える。

平成 8 年より適用

(14) 航空機燃料税

種 別	税 率	
	昭 和 54 年 4 月 1 日 以 後	
航 空 機 燃 料	26,000 円 / KL	
	・ 本土 - 沖縄本島間を航行する航空機については	
	平成 9 年 7 月 1 日以後	15,600 円 / KL
	平成 11 年 7 月 1 日以後	13,000 円 / KL
	・ 一定の離島路線を航行する航空機については	
平成 11 年 4 月 1 日以後	19,500 円 / KL	

付 録

(15) 印 紙 税

番号	課 税 文 書	印 紙 税 額 (1 通又は 1 冊につき)		
		平 成 元 年 4 月 1 日 以 後		
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	契約金額	1万円未満 10万円以下	非課税 200円
	(2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書		10万円超 50万円以下	400円
	(3) 消費貸借に関する契約書		50 " 100 "	1,000円
	(4) 運送に関する契約書(用船契約書を含む。)		100 " 500 "	2,000円
			500 " 1,000 "	1万円
			1,000 5,000 "	2万円
			5,000 1億円以下	6万円
			1億円超 5 "	10万円
			5 " 10 "	20万円
			10 " 50 "	40万円
			50	60万円
		記載金額のないもの		200円
	上記(1)のうち、不動産の譲渡に関する契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成されるもの	契約金額	1,000万円超 5,000万円以下	1万5千円
			5,000 " 1億円以下	4万5千円
			1億円超 5 "	8万円
			5 " 10 "	18万円
			10 " 50 "	36万円
			50 "	54万円
2	請負に関する契約書	契約金額	1万円未満 100万円以下	非課税 200円
			100万円超 200万円以下	400円
			200 " 300 "	1,000円
			300 " 500 "	2,000円
			500 " 1,000 "	1万円
			1,000 5,000 "	2万円
			5,000 1億円以下	6万円
			1億円超 5 "	10万円
			5 " 10 "	20万円
			10 " 50 "	40万円
			50 "	60万円
		記載金額のないもの		200円
	上記のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成13年3月31日までの間に作成されるもの	契約金額	1,000万円超 5,000万円以下	1万5千円
			5,000 " 1億円以下	4万5千円
			1億円超 5 "	8万円
			5 " 10 "	18万円
			10 " 50 "	36万円
			50 "	54万円
3	(1) 一般の手形	手形金額	10万円未満 100万円以下	非課税 200円
			100万円超 200万円以下	400円
			200 " 300 "	600円
			300 " 500 "	1,000円
			500 " 1,000 "	2,000円
			1,000 " 2,000 "	4,000円
			2,000 " 3,000 "	6,000円
			3,000 " 5,000 "	1万円
			5,000 " 1億円以下	2万円
			1億円超 2 "	4万円
			2 " 3 "	6万円
			3 " 5 "	10万円
			5 " 10 "	15万円
			10 "	20万円
		記載金額のないもの		非課税
	(2) 一覧払の手形等	手形金額	10万円未満 10万円以上	非課税 200円
		記載金額のないもの		非課税

番号	課 税 文 書	印 紙 税 額 (1 通又は 1 冊につき)		
		平 成 元 年 4 月 1 日 以 後		
4	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資 信託若しくは貸付信託の受益証券	券面金額	500万円以下 500万円超 1,000 " " 5,000 " " 1億円超	200円 1,000円 2,000円 1万円 2万円
5 6	合併契約書 定 款			4万円
7	継続的取引の基本となる契約書			4,000円
8 9 10 11 12 13 14	預貯金証書 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 債務の保証に関する契約書 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書			200円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	契約金額	1万円未満 1万円以上	非課税 200円
		記載金額のないもの		200円
16	配当金領収証又は配当金振込通知書	配当金額	3,000円未満 3,000円以上	非課税 200円
17	(1) 売上代金に係るもの	受取金額	3万円未満 100万円以下 100万円超 200 " " 300 " " 500 " " 1,000 " " 2,000 " " 3,000 " " 5,000 " " 1億円超 2 " " 3 " " 5 " " 10 " "	非課税 200円 400円 600円 1,000円 2,000円 4,000円 6,000円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円
	金 銭 又 は 有 価 証 券 の 受 取 書	記載金額のないもの 営業に関しないもの		200円 非課税
	(2) その他のもの	受取金額	3万円未満 3万円以上	非課税 200円
		記載金額のないもの 営業に関しないもの		200円 非課税
18	預貯金通帳、保険料通帳等	(1 年以内の付け込みに対して)		200円
19	番号 1、2、14、17の課税文書により証され るべき事項を付け込んで証明する目的をもっ て作成する通帳	(")		400円
20	判 取 帳	(")		4,000円